

ビルクリーニング分野特定技能2号外国人 職務記述書

厚生労働省健康・生活衛生局

生活衛生課

○ 分野、区分の概要

建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務

○ 従事する主な業務

多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務のほか、同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務

○ 想定される関連業務

- ・ 建築物清掃業及び建築物環境衛生総合管理業の人的要件である清掃作業監督者の業務
- ・ 特定技能1号の「想定される関連業務」に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務（ただし、主たる業務とともに実施している場合に限る。）